

フィレンツェ市における「領事出張サービス」の御案内

2018年2月

この度、在イタリア日本国大使館では下記の日程にて「領事出張サービス」を実施します。

在外選挙人名簿登録以外の手続きについても、可能な範囲で受け付けます。御希望の方は、準備の都合上、その内容等を事前に当館領事班（連絡先は下記を御参照ください）までご連絡ください。

多くの方々のお越しをお待ちしております。

- 日時：2018年 3月 8日（木）15：00～18：00
3月 9日（金） 9：00～12：00

場所：HOTEL Executive Firenze 内会議室

住所：Via Curtatone 5, 50123 Firenze

電話：055-217451

2. 手続き可能な領事事務：

(1) 在外選挙人名簿登録、在外選挙人証記載事項変更申請

○在外選挙人名簿登録をご希望の方は、以下の書類をご持参ください。

- ①旅券または本人の写真のついた公的機関発行の身分証明書
- ②現住所に3ヶ月以上居住されていることを証する書類（滞在許可証など）

在留届を3ヶ月以上前に提出されている方は②は不要です。

注）日本国内の最終住所地市区町村に「転出届」を提出されていない方は、在外選挙人名簿に登録することが出来ません。（既にイタリアにお住まいの方でも、日本の親族を介しての提出、または「転出届に準ずる届出」を海外から市区町村に送付することが出来ます。）

居住期間が3ヶ月未満の方でも登録申請ができるようになりましたので在留届と同時に提出していただけます。

※以下の手続きに必要な書類については、当館ホームページをご覧ください。

(2) 旅券の交付

- ①事前に申請を郵送で受け付けます。[こちら](#)からパスポートの申請書をダウンロードの上、必要事項を入力、印刷をしてください（注）。

②申請書の印刷が終了しましたら、記載内容を確認いたしますので、E-mail
もしくはFAXにて当館までご送付の上、着信をご確認ください。

③当館の確認が終了しましたら、申請書原本と**同意書**を3月1日
(木)までに当館宛てに郵送にてご送付ください。

(注) レーザープリンター、インクジェットプリンターで、解像度が400dpi
以上の機種を使用し、「通常モード」や「標準印刷モード」、あるいはそれ
以上のなるべく良好な画質で印刷できるモードに設定して、**拡大や縮小、
余白の設定などの設定は行わず、必ず片面で印刷をしてください。**印刷品
質が悪くなかったりすると、当館にて旅券の作成ができず、領事出張サー
ビス当日に旅券をお渡しできない場合がありますので、あらかじめご留意
ください。

(3) 各種証明書の交付

事前にFAXにて申請を受け付けます。ご希望の方は、3月1日
(木)までに領事班に電話(06-487991)でご連絡ください。

(4) 戸籍・国籍関係届け出の受理

事前に届出書の確認をしますので、ご希望の方は、3月1日(木)
までに領事班に電話(06-487991)でご連絡下さい。

(5) その他

在留届の受付、日本国運転免許証の返還(以前に当館から連絡があ
った方のみ。事前にご連絡ください。)、領事関係の各種ご相談も受け
付けます。

3. 本件連絡先：在イタリア日本国大使館 領事班

電話(代表) 06-487991

FAX(領事班直通) 06-4201-4998

メールアドレス consolare@ro.mofa.go.jp

ホームページ http://www.it.emb-japan.go.jp/index_j.htm

在留届の変更は？

在留届は緊急時の安否確認にも使われます。ご帰国や変更を届け出ていただくと、安否確認や留守宅への連絡が迅速に行えます。届出は忘れずに行ってください。